

令和4年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 議事録

日時 令和4年11月10日(木) 午後2時～午後4時

場所 豊田市役所 東庁舎6階教育委員会会議室

出席者(委員) ※敬称略

杉本みさ紀(愛知県弁護士会)、川上明子(愛知県司法書士会)、  
近藤孝(愛知県社会福祉士会)、柴原弘明(豊田加茂医師会)、  
杉村龍也(JA 愛知厚生連 豊田厚生病院)、阪田征彦(豊田市地域自立支援協議会)、  
浦川岳夫(豊田市基幹包括支援センター)

出席者(設置要綱第8条第4項により会長が認めた者)

なし

欠席者(委員)

なし

オブザーバー ※敬称略

鈴木尚人(名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官)

事務局

【福祉部】柴田福祉部長、梅田社会福祉事務所長

【福祉総合相談課】大内課長、安藤主任主査、杉浦主査、竹下主査

【地域包括ケア企画課】小林担当長

【豊田市社会福祉協議会】鈴木地域福祉推進室室長、永井くらし応援課長

八木センター長以下センター職員

傍聴者

なし

## 次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和4年度の協議会の進め方について
- 4 令和4年度協議会第1回会議における意見の整理について
- 5 議事内容
  - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて
    - ①後期（令和5～7年度）の取組について（協議）
      - 身寄りのない市民が安心して入院・入所できる環境整備について
        - ・豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況
      - とよた市民後見人の育成・共働について
        - ・養成講座カリキュラムの見直し
        - ・くらし応援資金の活用（案）
      - 懸案事項（新たな後見活動の担い手確保）について

## 議事録（要旨）

### 1 開会・福祉部長挨拶

#### 【福祉部 柴田部長】

- ・新型コロナウイルス感染症第8波やインフルエンザと同時流行の懸念があり、引き続き体調に御留意いただきたい。
- ・本日（11月10日）から13日までの4日間、ラリージャパン2022が豊田市で開催されている。
- ・本日の議事である中間見直しのイメージ案や令和5年度から7年度までの後期の取組等について、ご意見をいただきたい。

### 2 令和4年度の協議会の進め方について

（事務局より説明）

### 3 令和4年度協議会第1回会議における意見の整理について

（事務局より説明）

### 4（1）豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

#### ①後期（令和5～7年度）の取組について（協議）

（事務局より説明）

#### 【近藤会長】

- ・重点取組①と重点取組③については次の議事で協議するため、これ以外の4つの取組についてご意見、ご質問をお願いします。

#### 【浦川委員】

- ・中間見直しの成果物のイメージ案で示された重点取組の順番が、豊田市成年後見制度利用促進計画の冊子の順番と違っているのは問題ないか？

#### 【事務局（市）】

- ・中間見直しの成果物のイメージ案は、現在の計画冊子に差し込んで使うことを想定している。
- ・中間見直し後の重点取組が中間見直し前のどの取組に該当するかについては、注釈の追記や参考資料の追加により対応することを考えていく。

#### 【阪田委員】

- ・重点取組⑤（高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり）の施設従事者や使用者による虐待の対応については、福祉事業所の指定権限や民間企業への障害者差別解消法の理解促進が障がい福祉課の業務であることから、虐待発生への対応のみならず防止の観点を踏まえると、障がい福祉課が当事者となって業務を担うべきと考える。  
そのため、福祉総合相談課だけが担当課になるのではない形で対応していく必要があると感じている。

#### 【杉本副会長】

- ・重点取組⑤について、阪田委員のご指摘と同じであり、障がい分野については障がい福祉課に主体的に関与していただきたい。  
同様に、施設従事者からの虐待を想定すると、高齢者施設の場合は介護保険課の積極的な関与が必要と考える。  
施設における虐待や虐待疑いの事案は、残念ながら豊田市においても発生しているため、監督権限をもつ課の積極的な取組が必要だと思う。
- ・重点取組④（送付先変更に係る手続き事務のスマート化）は現在過渡期であり、代理行為目録の変更があった場合においても市職員は学習して対応できていることから、引き続き同様の対応をしていただきたい。
- ・重点取組⑥（消費生活センターとの連携策の構築）は非常に重要である。消費生活センターの担当弁護士をした経験から、消費生活センターには被害者救済や個人を助ける視点をもう少し持った対応をしていただきたいと思う。
- ・重点取組②（多職種と連携した意思決定支援の普及）のうち、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」には本人の意思を最大限尊重して、支援者が本人の意思に沿うようにどのように動くかが重要ということが書いてある。  
これまでの支援は、本人にとって何がいいのかといった支援者の観点で考えており、その考え方から脱却できていないところがある。  
また、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の研修を受けることは、虐待防止にもつながると思う。
- ・虐待事案で成年後見制度を使う場面においては家庭裁判所の協力も必要である。

直近で、家庭裁判所の審判が早急に下りた事例があると聞いているため、事務局から情報共有していただきたい。

#### 【事務局（市）】

- ・国の第二期計画の中でも家庭裁判所との連携が非常に重要と言われている。  
具体的に、現場においては、司法機関である裁判所の独立性を理解した上で、虐待事案に求められるスピード感やタイミングをどう対応していくかを考えていく必要がある。  
これに関して、10月末の虐待疑いの事案について、家庭裁判所との適切な連携を図ることができたため、速やかに審判が下り、本人の権利擁護支援を適切に対応することができた好事例があった。この場を借りてお礼申し上げるとともに、皆様にも情報共有させていただく。  
今後も、家庭裁判所を含めた地域連携ネットワークの考え方で、適切な対応を続けていきたい。

#### 【近藤会長】

- ・重点取組②（多職種と連携した意思決定支援の普及）について、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」だけではなく、厚生労働省が発出している障がい者や認知症の方のガイドラインの対応はどうなっているのか？

#### 【事務局（市）】

- ・医療の意思決定支援においては、特にACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関して、医師会のご尽力により地域に浸透してきている。  
意思決定支援は後見人等や医療関係者だけでなく、高齢者や障がい者に関わる人全員に対して、その考え方などが浸透していくことが重要であると考えている。  
厚生労働省が発出している「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、高齢者分野や障がい分野においても取組が進むように関係部署と協議して、対応を考えていきたい。

#### 【浦川委員】

- ・センターにつなげるケース目安の作成（以下、「ケース目安」）を重点取組から基礎取組に移行する理由と、作成したケース目安の現在の運用状況について教えてほしい。

#### 【事務局（市）】

- ・年度ごとに立てた目標を達成してケース目安を作成することができたため、中間見直し後は基礎取組に移行する。

#### 【事務局（センター）】

- ・現状の取組としては、年2回の関係機関向け研修において、ケース目安を用いてセンターに繋がった事例や関係機関と連携した事例の紹介を行った。  
また、現在準備をしている成年後見支援センターのホームページの中でも、ケース目安や関連する資料をダウンロードできる仕組みを考えている。

#### 【柴原委員】

- ・重点取組②（多職種と連携した意思決定支援の普及）については、医療関係者だけではなく、法律の専門家など様々な支援者が意思決定支援を行っていく方向性を心強いと感じており、ぜひ進めていただきたい。

#### 【近藤会長】

- ・中間見直しの成果物のイメージ案について、承認の挙手をお願いする。  
（委員全員挙手：中間見直しの成果物のイメージ案に関する承認）
- ・後期期間の取組内容については、本日挙げられた意見を事務局で持ち帰っていただき、次回の会議で再度協議する。

### ○身寄りのない市民が安心して入院・入所できる環境整備について

- ・豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況  
（事務局より説明）

#### 【柴原委員】

- ・ひとり暮らし高齢者で意思をしっかりと持っている場合において、生活基盤サービス事業者、意思決定フォロワー、第三者としての権利擁護支援委員会で本人を支えていく仕組みは非常にいいと思う。

#### 【杉村委員】

- ・身寄りがない人が入院した場合においては、厚生労働省が発出したガイドラインに沿って医療の意思決定をすることになる。  
ガイドラインのポイントを要約すると、本人の意思を尊重する、本人の意思確認ができないときは本人の推定意思を尊重する、最後に推定意思も確認できないときは医療チームで意思決定するということになる。  
本人の意思を尊重する場面において現場では混乱することもある。本人の同意がなく客観的に治療が必要な場合や医療費の支払いができない場合に、どこまで医療を提供するべきかが課題になっている。  
本人の意思決定支援について病院の中でも倫理委員会で協議する仕組みはあるが、多職種で協議できることは非常にありがたい。
- ・また、意思決定フォロワーがいることで、一方的になりがちな医療の説明についても、本人と一緒に市民目線で考えてくれる人ができることとなり心強い。

- ・ 中小規模の病院になると倫理委員会の仕組みがなく、個人で判断することになるため、病院の負担感も大きい。  
このことを踏まえると、様々な事業ができて利用できることが、豊田市で生きていくことを支えていく基盤になるため、ぜひ実現できるように進めていただきたい。

#### 【川上委員】

- ・ 生活基盤サービス事業者が金銭管理を行っていく上で、適正な管理されて不正がないかを確認することが非常に重要。
- ・ 司法書士会では成年後見業務の専門団体として公益財団法人成年後見センター・リーガルサポートを設立しており、そこでは半年に1回の頻度で会員同士の金銭管理の履行状況を確認している。
- ・ 適正な金銭管理を行う方法としてリーガルサポートの仕組みは参考になると思うので、必要があれば協力していきたい。

#### 【事務局（市）】

- ・ リーガルサポートで行われている会員間でのチェックの仕組みについては勉強していきたいと思っていた。川上委員の発言は大変ありがたい。前向きに検討したい。

#### 【杉本副会長】

- ・ 身寄りのない市民への支援あり方部会（以下、「部会」）で議論された内容に関して、本日の資料では提案がない。このことについて、事務局から説明していただきたい。
- ・ 部会では病院や施設の困りごとに対する率直な意見が出ていたため、なんとか形にしていきたい思いがある。

#### 【近藤会長】

- ・ 部会の議論を次に繋げてほしいと思う。

#### 【事務局（市）】

- ・ 委員からのご指摘のとおり、部会で議論された内容について、本日は具体的な提案をすることができなかった。部会での議論をしっかりと受け止めて、方策を検討していきたいと考えているため、部会に参加している阪田委員、杉村委員からもご意見をお願いしたい。

#### 【阪田委員】

- ・ 入院など緊急事態は本当に困っていて、部会の中で検討していくべきだと思う。
- ・ 障がい分野の話をする、障がい福祉計画の中で地域生活支援拠点の整備が重点課題として挙がっている。

地域生活支援拠点には、相談、緊急時の受け入れ、専門的人材の確保、体験の機会、地域づくりの5つの機能があり、身寄りのない人の支援で必要になることと似ている部分があるため、一緒に考えていきたい。

また、地域生活支援拠点に関わる中で、コーディネーターの役割が非常に重要ということにも気づいた。このことも踏まえて、議論できればいいと思う。

- ・また、問題を共有しないと前に進むことはできないため、一緒にケースを体験することも大事だと思う。

身寄りのない人の支援を持続可能にしていくためには、福祉総合相談課だけが考えるのではなく、我々も一緒に仕組みづくりや対応を検討していきたいと強く感じている。

#### 【杉村委員】

- ・医療の現場の話をする、緊急で生命を扱っているため、すぐに結論を求めることが多いと思う。

病院側も、身寄りのない人が増えてきている中、アメニティセットを導入して、家族に頼らない仕組みを始めてきている。

- ・福祉総合相談課ができる前は、生活保護の担当者は生活支援をやっているイメージであったが、現在は対応していないと感じている。
- ・医療・福祉の業界では、身元保証団体の利用を慎重に扱う一方、成年後見制度にも成年後見人がつくまでに時間がかかるなどの課題がある。
- ・豊田市の成年後見センターや市民後見人については、県内の医療ソーシャルワーカーに話をすると一定数評価されており、現場と行政が話合って作り上げてきた良さがあると思う。
- ・行政と一緒に方向性を考えてく体制を今後も続けていきたい。

#### 【杉本副会長】

- ・身元保証団体の弁護をすると、本来は身寄りのない人の支援のすべての受け皿として団体を作っているわけではなく、必要な支援について、必要な部分使いすることを想定して作られている。

そのため、いろいろな場面で身元保証人をつけないといけなく、身元保証団体を利用するという状況は絶対に間違っていると思う。

- ・生活保護の担当者もいろいろ変わってきて、身上保護を他の支援者で役割分担したいという思いがあると思う。一方で、他の支援者との連携がうまくいっていないと、本人が困ってしまうこととなり、結果、後見人がやむを得ず全部対応している現状がある。
- ・現在は身寄りのない人でも入院、入所やアパートに入居できる社会が構成されるまでの過渡期であって、一時的や短期間であっても現在の困りごとを解決できる制度を作っていけると良い。

#### 【事務局（市）】

- ・特に、入院時や緊急対応の場面が非常に課題になっていることをご指摘いただいた。
- ・現場の声を聴きながら一緒に考えていく必要がある点を踏まえて、地域でできること、行政できることの両面を考えていきたい。

【近藤会長】

- ・今回出た意見を事務局で持ち帰っていただき、次回の会議で再度協議したいと思う。

○とよた市民後見人の育成・共働について

- ・養成講座カリキュラムの見直し
- ・くらし応援資金の活用（案）  
（事務局より説明）

【杉本副会長】

- ・くらし応援資金の活用案④（適切な本人・親族申立てに対する応援）は、令和5年度開始ではなく、できるだけ早く運用を開始していただけるとありがたい。

【事務局（センター）】

- ・一日でも早く運用を開始できるように持ち帰って検討する。

【近藤会長】

- ・くらし応援資金の活用案③（豊田市内の法人後見実施団体の自立運営に対する応援）は、非常にいい制度だと思う。  
後見人の担い手確保は避けて通ることのできない問題になっているため、活動団体を拡大するためにもぜひ行っていただきたい。

【阪田委員】

- ・市民後見人養成講座受講者が後見人の業務を更に理解してもらうために、養成講座のどこかのタイミングで福祉事業所への体験や見学を含めることを提案する。
- ・くらし応援資金については寄付を集めるための啓発を検討していただきたい。

【川上委員】

- ・市民後見人の育成に、数値目標があれば教えていただきたい。

【事務局（市）】

- ・計画策定時に約400件の担い手が必要という数値が出ている。
- ・ただし、400件全てを市民後見人で埋めるのではないため、数値目標は有していない。市民後見人の育成のほか、親族後見人への支援の充実、専門職からのリレー案件の拡充、新たな法人後見の担い手確保など様々な取組を進めることで、この数値に近づけていきたい。

【近藤会長】

- ・養成講座の見直しとくらし応援資金の活用案について承認の挙手をお願いします。  
（委員6名挙手（柴原委員途中退席）：養成講座の見直しとくらし応援資金の活

用案に関する承認)

○懸案事項（新たな後見活動の担い手確保）について

（家庭裁判所より情報提供）

【阪田委員】

- ・社会福祉法人のあり方が平成27年頃から検討されており、地域貢献のための資金の拠出や計画の策定が必要になっている。

そのため、新たな法人後見について社会福祉法人に話をしていくことが必要だと思う。

このような話をする場合に、社会福祉協議会が担う法人後見の案件と地域が担う法人後見の案件を明らかにしておく和良好的ため、これまでセンターが受任した法人後見の分析を進めてほしい。

【事務局（市）】

- ・社会福祉法人との話合いの場を積極的に設けていく。

【事務局（センター）】

- ・社会福祉協議会の役割を考えた上で、法人後見の分析結果を次回の会議で報告する。

【名古屋家庭裁判所岡崎支部 鈴木主任書記官】

- ・地域生活意思決定支援事業を豊田市として積極的に進めていく印象を感じた。